

あの時代と違おう 本当か

「共謀罪」

施行に思う

小樽商科大特任教授 荻野 富士夫さん(64)



おぎの・ふじお 小樽商科大教授を経て2016年から同大特任教授(歴史学)。専門は日本近現代史。著書に「特高警察」など、治安維持法の研究で知られる。

「治安維持法が猛威を振るった戦前戦中と今は断絶している」。それは楽観です。

安倍晋三首相は街頭演説で、自身をヤシる群衆を指さして「こんな人たち」と激高しました。法を運用する立場の人がこんな発想なのです。捜査当局の「政府に抗議するやからは一般人

でない」という発想につながるのではないでしようか。

「共謀罪」と治安維持法を並べると「当時と違おう」と反論されます。果たしてそうか。漠然とした法文が、拡大解釈の源泉となる。そんな運用上の危険性は、共

通していると思います。

「希代の悪法」と記憶される治安維持法も実は国内では成立後2年は抑制的な運用でした。1925年の成立時は、「国体」(天皇を中心とした国のあり方)を改革や私有財産制の否認が目的の結社を禁じました。

若槻礼次郎内相は「国体変革の目的がはっきりした共産党員を処罰する」と、対象が限定されていることを強調していました。

転機は28年。「3・15事件」で共産党員が一斉検挙され「大陰謀事件」と報道されると、法改正で「目的遂行罪」が加わりました。

ある行為が「結果的に国体変革に資する」と判断されれば取り締まり対象に。若槻内相の言う「主体の限定」は、かなぐり捨てられた。

当局の無理な取り締まりを裁判所が追認して判例で根拠づけるループ。拡大解釈は30年代後半に野放図に広がりました。

そして41年の改正。国体変革結社を「支援する結社」、それを「準備する結社」など、当初の限定の外

側に何重も処罰の層が広がった。7条の条文は、65条にふくれあがりました。

治安維持法の成立時は市民や新聞も反対していたんです。ところが、改正の際には反対運動は広がらず、41年に治安維持法は「完成」してしまう。

同じことは「共謀罪」でも言えないか。人々から反対運動の記憶が薄れたところに「事件」が起きてセンセーショナルに報道される。人々の衝撃を利用し、広範な取り締まりが可能な法改正がされる可能性はある。

これからが大事。市民は萎縮してはいけなしいし、メディアは検証を忘れてはいけません。(聞き手・後藤憲太)

◇ 「施行に思う」のシリーズは今回で終わります。